

実施方針(案)に関する質問回答

No.	頁	項目名	質問事項	回答
1	6	住民対応業務	「事故初動対応」及び「通報初動対応」における「参考見込み数量」は両項目の合算値でしょうか、それともそれぞれに生じる数量の想定でしょうか。	合算した数量となります。記載内容は、今後の公表資料で修正します。
2	6	計画・設計業務	下水道事業計画変更の業務として、「公共下水道全体計画変更、下水道法事業計画変更、都市計画法事業計画変更」との記載がありますが、事業者は案の策定を実施し、手続の主体は貴市との認識で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	6	維持管理業務	機械設備の点検の対応可否判断のために機器や施設の点検項目及び方法等をご教示下さい。サンプルとして過去の点検記録を可能な範囲で開示頂ければ幸いです。 ＜対象機器＞ 流量計、遠方監視装置(テレメータ)、エンジンポンプ、受電設備 ＜対象施設＞ 雨水ゲート施設、雨水サイフォン施設、中和処理施設	募集要項公表後、希望する参加者に可能な範囲で資料の開示を予定しています。募集要項に規定する方法により開覧申請をお願いします。ただし契約書、契約金額等、個別の契約に係る情報は開示しません。
4	6	計画・設計	計画は5年毎の見直しとありますが、最終年の10年目も見直しはありますか。	ストックマネジメント計画は、要求水準書(案)に記載のとおり、令和12年度と令和17年度に実施することを想定しています。また、計画期間中に変更すべき事由が生じた場合は、必要に応じて改定を行うこととします。
5	7	概算事業規模	115億円から変更の可能性があるとのことですが、事業規模の縮小、増加の可能性はあるでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	7	概算事業費	計画・設計業務は10年間で約4億円とされていますが、この4億円の内訳について、各事業別(①下水道事業計画変更 ②ストックマネジメント計画策定 ③修繕改築詳細設計(汚水のみの)の年度別概算事業費をお示しください。	各事業別の事業費内訳につきましては、事業者提案によるものとしますが、収益的支出(3条経費)、資本的支出(4条経費)の年度別内訳につきましては募集要項にてお示しします。
7	7	概算事業費	統括管理業務は10年間で約7億円とされていますが、このうち、「台帳管理」として見込まれている概算事業費の内訳を、各年度毎にお示しください。	各事業別の事業費内訳につきましては、事業者提案によるものとしますが、収益的支出(3条経費)、資本的支出(4条経費)の年度別内訳につきましては募集要項にてお示しします。
8	9	サービス対価の改定	公的物価指数の変動については、各年度の労務単価の改定も含める見解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	9	サービス対価の構成内容	「本事業期間中、市は事業者に対しサービス対価を支払うもの」との記載がありますが、このサービス対価の支払条件についてお示しください。	改築、計画・設計に係る業務は、年度内出来高支払とし、それ以外の業務は四半期毎の支払とします。また、改築に係る前払い金については現在検討中です。詳細については、募集要項に記載します。
10	9	サービス対価の構成内容	「サービス対価は、業務量が固定的なものと変動するものに区分し、変動するものは業務量の変動に応じて支払うものとする。との記載がありますが、表1-5の内、どの項目が固定で、どの項目が変動がお示しください。固定が変動かの明示とあわせて、表1-5に示す各業務の年度ごとの事業費についてもお示しください。	現在、固定費・変動費の区分しないサービス対価の構成を想定しています。サービス対価の詳細は、募集要項に記載します。各業務の年度ごとの事業費は、事業者の提案によるものとします。
11	9	物価変動に伴うサービス対価の改定	改定指標が1.5%以上変動した場合、サービス対価の改定を行うこととなっておりますが、1.5%以上の変動がみられれば増加分については事業者の負担はなく、1.5%の昇分も含めて満額費用にてご負担いただく認識で問題ございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	10	法令及び規制等の変更に伴うサービス対価の改定	「法令及び規制等の変更又は市の計画変更により、事業者が負担する費用が著しく増減する場合、必要に応じてサービス対価の改定について協議を行う。」との記載がありますが、法令変更には対応しない場合もことから、法令変更に対応する費用との認識でよろしいでしょうか。また、規制変更には対応しない場合、変更が施行された後の費用との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	10	法令及び規制等の変更に伴うサービス対価の改定	「法令及び規制等の変更又は市の計画変更により、事業者が負担する費用が著しく増減する場合、必要に応じてサービス対価の改定について協議を行う。」との記載がありますが、この「著しい増減」とはどのようなケースが想定されるのでしょうか。	現時点では想定できません。
14	10	プロフィットシェア	「プロフィットシェアの発動条件は、事業期間中に委託者からの提案を本市が受け、契約時に約束された計画や手法等が変更されることとする」との記載がありますが、手法等が変更とは具体的にどのようなこと指すのでしょうか。併せて、ウォーター-PPPは性能発注が原則ですので、性能を満足する限り、手法の変更は発注者の裁量範囲内と考えますが、市の考えをお示しください。	契約の履行上、提案書提出時に示された提案内容で実施することが原則と考えます。プロフィットシェアに該当する事項が発生する場合には、市の承認を得た場合に限り変更可能と考えます。
15	10	改築の実施	「市が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、中略、市が改築を行うことがある」とされていますが、その公益上の理由として想定する事項をお示しください。	現時点では想定できません。
16	10	本事業開始後に市が実施することを予定している工事	本事業開始後に市が実施することを予定している工事について、具体的などのような工事(内容、場所、時期)をお示しください。	市が公表している工事(雨水工等)は予定しています。
17	10	本事業開始後に市が実施することを予定している工事	(「事業者は、市と協議の上、実施又は協力するものとする。）」とされていますが、実施や協力に要する費用負担の考え方を示してください。	実施内容によるものと考えますが、委託者に著しい負担が発生する場合は、別途協議とします。
18	12	応募者の構成	「応募グループは、維持管理企業、建設企業、設計企業、統括管理企業等の本事業での役割を担う企業から構成されるグループとし、統括管理業務を行う企業が代表企業となり、代表企業が応募参加資格の申請及び応募手続きを行うこと。また、参加表明書及び応募資格確認申請書の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務について明らかにすること。」とありますが、SPCには出資を伴わない協力企業のコンソーシアムメンバーとしますが、応募資格確認申請書の段階では出資を伴う代表企業及び構成企業についてのみ申請を行えば良いという認識でよろしいでしょうか。	応募確認申請は、SPC設立に関する出資の有無によらず、本事業を構成する全ての企業の申請が必要となります。
19	13	業務実施企業に求める要件	各業務を行う資格者の配置要件を求めています。専任・非専任及び業務等の要件はありますか。	専任は求めませんが、1名以上の常駐及び夜間休日の体制構築を求めます。
20	13	応募企業、応募グループ構成企業に共通の参加資格	宝塚市入札参加資格者について、分野(建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品・役務提供等)の指定はありません。	指定はありません。
21	13	応募企業、応募グループ構成企業に共通の参加資格	宝塚市ウォーター-PPPプロポーザル審査会はどのような委員で構成されるのでしょうか。また、委員については公表されるのでしょうか。ご教示ください。	市職員のみで構成される審査会となり、非公表となります。
22	13	業務実施企業に求める要件	維持管理業務の配置要件となっている「下水道管路管理総合技士」または「下水道管路管理主任技士」について、各別業務(例:マンホールポンプ点検等)を執行する際にも、現場ごとに当該資格者の配置が必須となるのでしょうか。その適用区分をお示しください。	各別業務は、関係法令に則り、必要な資格者を配置することとします。技術者の配置は事業者提案によるものとします。
23	14	統括管理業務を行う者	統括管理業務を行う者について、「下水道事業の経験を有するものを配置」との記載がありますが、この下水道事業の経験とは、具体的にどのようなものが該当するかお示しください。下水道事業に関わる建設工事の実績は、これに該当するもの理解でよろしいでしょうか。また、この確認は、どのような書類でどのタイミングで実施するのでしょうか。	下水道事業の経験に関しては、本事業で対象とする下水道施設と同様の経験を有するものとなります。本事業で対象とする下水道施設と同様の経験であれば、下水道事業に関わる建設工事の実績も該当すると考えます。参加資格申請時、配置する技術者及び業務実績の提出を求めることを想定しています。
24	14	提案書類の提出等	プロポーザルに参加する事業者の提案内容については、民間ノウハウの流出を防ぐ観点から、非公開として取り扱っていただけると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	16	不可抗力	「不可抗力事象により生じた被害の復旧に係る費用については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づき原則として市が負担する」と記載されています。実際の災害対応としては、災害査定申請の要件に該当しない場合があると考えますが、いずれの場合においても、災害査定申請前の調査測量や査定時の補助業務はもとより、事業者が実施する応急復旧(仮復旧)、調査測量、設計、本復旧工事、報告書作成及びこれに要したSPCの人員費等に要する経費は、全額、市の負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	16	リスク分担の基本的な考え方	「現時点で想定しているリスクとその概略を別紙2)にリスク分担表として示す。なお、市及び事業者の両者での対応が必要な事項や分担の境界については必要に応じて協議を行う。・・・事業契約書(案)等に詳細を規定する。」との記載がありますが、両者で対応が必要な事項以外でも個別のリスクを含め、事業契約書(案)へ反映前に協議する認識でよろしいでしょうか(道階階級リスク等の懸念内容がある為)。	事業契約締結前に、必要に応じて協議を行うことを予定しています。その協議により変更が必要な事項が生じた場合は、適宜、事業契約書を変更することとします。
27	17	国庫補助金制度の変更等	改築等に係る国庫補助金について各年度の交付額に応じた事業量(改築量)の実施となる事と記載されていますが、単費による改築の補填も検討されていますでしょうか。	原則、補填は考えていませんが、参考見込み数量には単費による改築工事も含めています。
28	17	モニタリング方法	事業者の財務状況の把握に市のモニタリングが記載されていますが、財務状況によってどのような指導や改善等を検討されていますか。また、構成企業全体をモニタリング対象としていますでしょうか。	現時点では、財務状況による指導や改善等は想定していませんが、構成企業全体に決算書の提出を求め、モニタリングの対象とすることを想定しています。
29	17	保険	損害に対する同等の補填が記載されていますが、事業者が保険加入に係る損害費用額の想定はどのように考えていますか。	従来の公共工事では、身体障害賠償1事故3億円以上、1名につき5千万円以上、財物損壊賠償1事故につき1千万円以上の保険に加入することを求めています。本事業においては、事業者の提案によるものと考えます。
30	17	保険	本計画に賠償責任保険及びその他の保険に必要に応じて加入することの記載がありますが、本事業における入札保証や契約保証についてはどのようにお考えでしょうか。	詳細については、募集要項に記載します。
31	17	保険	「その他の保険」とはどのようなものが想定されますか。	事業者提案によるものとします。

なお、頂いた実施方針(案)に関する意見については、その内容を検討の上、必要に応じて募集要項等に反映させます。